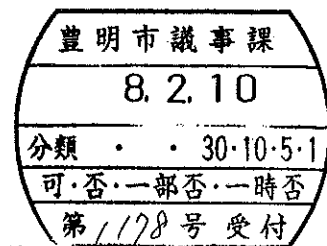


<参考>様式第4号

2026年 2月 10日

豊明市議会議長 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 郷右近修

令和7年度 豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
令和8年1月20日	豊明市役所 4階 第1委員会室	ハラスメント防止セミナー ※別紙参照

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

1 ハラスメント防止セミナーを受けるにあたって

重大な犯罪に問われる事案でない場合でも、精神・身体の苦痛を伴う行為があった場合にハラスメントとして位置付け、無くさなければならないことであると、社会の認識が発展している。一方、基本的人権の保障としてのハラスメント防止の理解が性別、世代で大きく差があることから、議会・議員においてもまず、ハラスメントそのものについて研修を受ける必要があると考え受講した。

2 自分の認識について

ハラスメントの定義が「人々がおかれた環境の中で、他人に対して精神的、身体的な苦痛や不快感を与える言動や行為のことを指す」ということで、不快感であってもハラスメントにあたるという点では、自分の認識には無かった点だった。

また、権力関係や立場の差が背景になる点については、自分の認識と一致していることが確認できた。

3 自分の性質とのこと

ハラスメントの防止につながることとして、世代間のギャップについて認識を新たにすることが挙げられていた。その一つとして「昔はこれがあたりまえ」という意識を例に出されていて、私自身の性格に通じる点（懐古的に知識をひけらかし、俗にいうマウントを取る性質がある）だと考えた、ハラスメントを自分が起こさないように意識した言動に努めなければと感じた。

4 ハラスメントの例について

現代の社会に起こるハラスメントの例として、カスタマーハラスメントや、SNSでのハラスメントなどが挙げられていた。日常的に使うことが多いが、SNSについては発進する側よりも見る・読むことの方が圧倒的に多いので、身内の間で使う点や発信することもかなり多いLINEについて振り返る必要があると感じた。

5 研修会の中で不明だったこと

行為を発する側と受ける側が居ないとハラスメントはなりたたない。もし、同居しているものどうしで、癖や品のない行動があった場合に、発している本人が特定の相手に対して（向けて）していることでない場合でも、ハラスメントにあたるのかについ

て講師に訪ねたが、それぞれのケースによるということで、よく理解することができなかった。

6 感想

年齢・性別・人種などをもとにした言動がハラスメントにあたることは認識していたが、個人の趣味・趣向や生活習慣にいたるまで（様々な固有名詞がつけられて）ハラスメントの範囲に入りつつあることが例示されていた。自分が誰かに対してハラスメントを起こさないように、研修を活かしたいと思ったのと同時に、自分が受ける側については、実害が生じているのか、そうでないのかを冷静にとらえられるようにしたいと考えた。